

令和2年第6回（定例会）吉備中央町議会会議録（3日目）

1. 令和2年12月15日 午前 9時30分 開議

2. 令和2年12月15日 午後 1時59分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	3番	石井壽富
4番	渡邊順子	5番	山崎誠
6番	加藤高志	7番	河上真智子
8番	黒田員米	9番	日名義人
10番	丸山節夫	11番	西山宗弘
12番	難波武志		

6. 欠席議員

2番 山本洋平

7. 会議録署名議員

7番 河上真智子      8番 黒田員米

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 杉原宏典      書記 堀恵子

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
会計管理者	石田卓己	総務課長	大木一恵
税務課長	亀山勝則	企画課長	片岡昭彦
協働推進課長	河内啓一郎	住民課長	小谷条治
福祉課長	奥野充之	保健課長	石井瑞枝
子育て推進課長	石井純子	農林課長	山口文亮
建設課長	岡本一志	水道課長	高見知之
教委事務局長	富士本里美	定住促進課長	岸本久夫

10. 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

日程第3 報告第8号 要望審査報告について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第8号 要望審査報告について

採択

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。2番、山本洋平君が静養のため欠席です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、河上真智子君、8番、黒田員米君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。

なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

3番、石井壽富でございます。せんだって通告を出しております。議長の許可をいただきましたので、2日目の質問をさせていただきたいと思っております。

質問する前に、今、国難とも言うべき新型コロナウイルスにおいて、大変な国難となっております。ウイルスとの闘いと人類の闘いは歴史上、ずっと闘ってきております。いつかは人類のほうのワクチン等で勝利をして、勝っていくことは間違いないわけでありませうけれども、最近のテレビ等でニュースを見るに限って、多くの方々の、新型コロナウイルスの患者にお見舞いを申し上げるとともに、まして医療従事者あるいは看護師の方が真正面から向き合って闘っておられます。我が身そこに置いたと例えて言うならば、とても医療関係者の方に感謝を申し上げるとともに、また家庭的にも看護師の方々の家庭、一家皆さんで従事していらっしゃいますことに関しまして、我々は感謝と尊敬を申し上げなければな

らないと、このように思っております。

それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、質問形式は一括をお願いをしたいと思います。

まず、第1点目、質問事項に書いております災害危険箇所の改修についてと、2点目が吉備高原小学校（公民館）等への進入路改修と駐車場整備についてと、大きく3点目は吉備新線沿いの環境整備と街灯設置についてどうなのかなど、こういうふうな部分で質問をいたしたいと思います。

まず、最初の、災害危険箇所の改修についてでありますけれども、我が町には土砂災害警戒区域、地滑り危険箇所等が多数あるわけでありまして、そして、また30年度7月の豪雨災害で下竹地域において大きな災害が発生し、財産も大きく破壊をしたわけでありまして、そして、またその年にも、今度は田土の地域におきまして、床下への浸水、あるいは倉庫等の被害が確認されているところがあります。こうした住民の不安を取り除き、安心・安全を確保するためには、早急な対策が必要と考えておるわけでありまして、国・県、県等の関係機関に対して、強力に町として働きかけるべきではないか。また、抜本的な対策まで時間を要する場合、危険度が高い箇所については緊急、応急処置的な危険回避の対策を町として行うべきではないかと考えております。

この部分におきまして、町長のお手元にも資料を渡しておるとは思いますが、28年度の3月のハザードマップにおきましては、下竹の危険箇所が起きるとこの場所の部分は土石流と、それと崖崩れが交差しておるような場所に、土石流が結局起きておるわけでありまして、このことが起きて、31年度の3月の定例議会で、私はこのハザードマップの見直しといったことも一般質問をいたしておるわけでありまして、そしてまた、30年度の7月に起きて、31年度に県が今度は危険箇所というピンポイント的な部分で、地番と住所等を県のほうが指摘といいますか、そういったものをつくって、それが31年度の、県には2月か3月に、町のほうにそれが出てきておると。それに関して、今年のある公民館単位で、県のほうと建設課等の説明もございましたけれども、コロナの関係で多くの人を集めるというふうなことにならなかったわけでありまして、

こういうふうな、災害でありますので、自然災害というものは、昔は忘れた頃にやってくるというふうなことを言われておったわけでありまして、最近ではゲリラ豪雨であるとか、台風であるとか、いろんな部分で一年一年起きてくるわけでありまして、昨日の同僚の議員の質問にもありましたように、生命と財産を守るという、この観点からいたしま

すと、大きな災害を、防災を小さく、減災という形に抑えなければならないと、このように思っております。

総務産業委員会といたしましても、今月1日でしたか、この現場に砂防ダムの状況、また床下浸水、倉庫等の水害が起きておる方々にも出ていただきまして、視察をいたしたわけでありまして。その部分におきまして町長が、県は県議会を通して、私もこの部分で出向いたわけでありましてけれども、県内に1万か所こういったところがあると、早急な対応がなかなか返答ができないというふうな返事もいただきましたが、しかし、先ほども言いますように、大きな災害を小さく防げる努力は町としてやらなければならないのではないかと、このように思っております。この部分で町長の見解をお尋ねをいたしたい。

2番目の吉備高原都市への小学校等のアクセスのところでありましてけれども、これは工業団地の関係で大型トラック等の交通量も非常に多くなっており、今現在は某企業が約40台、それから公民館もできたせいで、学校関係、保護者の関係が多いときには40台、大体80台、70台と駐車しておるわけでありましてけれども、その出入口が、交差点の中に進入路があるわけでありまして。教職員研修センターという施設もあり、一気に下りでありますから、大変なスピードの中交差点の出入りをしなければならないわけでありまして。そして、また駐車場におきましては、長年、地域の方からの要望があるように、アスファルトがなされておられません。地道であります。まして、冬場は霜柱が立って子供、保護者等も歩いて学校へ入る、こども園へ入るんがあったり、非常に困難を来しておるわけでありまして。若い人はとにかく雨が降ると車が汚れると、タイヤが汚れるといったことが、これ平成11年度の開園、開校ではないかと、それからずっとこの状態が続いておるわけでありまして。ですから、山本町長は今、学校の統廃合等の部分で協議なされておるわけでありまして。人数の関係、いろんな部分で、本陣の部分の統廃合の部分もさることながら、周辺整備、駐車場の整備、いろんなものを総合的な部分で進めていかなければならないと、私はそのように思っておりますし、そういうふうなことを、出入口であり、駐車場であるいろんな部分の周辺の整備等も一緒にやっけて、御理解をいただくというのが肝腎ではないかなと、このように思っております。

そして、3点目の吉備新線沿いの、今、中電のネットワークのために中電が電柱を新設しておるわけでありまして。皆さん御承知のように、吉備新線は町の中心地でもある吉備高原都市の表玄関であります。そして、特に今朝ら等は、カーブも多いせいで凍結もかなりあそこは、冬場は事故が大変に多いところではあります。それが道路沿線沿いの交通支障

木等の環境整備を今やっておる関係で、掛畑から吉備高原都市に上がってくるまでは真っ暗であります。でき得れば、中電との交渉の下に街灯をつけていただいて、明るいイメージという、スーパーシティ構想というものもこれから目指しておるわけでありまして、ぜひその辺、そのあたりは、町長のほうのお考えをお伺いしたいわけでありまして。

そしてまた、今は吉備新線、岡山市のほうへ向かって南側、右手の側が整備されておるわけでありまして、左側も、総延長が大体5キロ、木を伐採するところが約4キロぐらいの距離であるというふうなことを建設課長からもお伺いをいたしております。5キロ延長で4キロという、この1キロというものの、ちょうど谷間があるわけです。じゃから、伐採をした木を町長、できれば谷へ捨てるという言い方よりも、かわす場所があるわけでありまして、全てあれを予算をかけて改修ということの方法がいいわけでありましてけれども、そのあたりは県との交渉によって、きれいにイメージアップして、すばらしいスーパーシティができるのに一歩近づきたいなど。まず、そのあたりでありますので、最初の質問の答弁をお願いしたいわけでありまして。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

御質問にお答えさせていただきます。

まず、災害の危険箇所の件でございます。

議員が御心配の箇所は、平成27年に地元関係者から、多量の雨水が家の裏山から宅地に流れ込み床下を流れたと、大雨のときには裏山が崩れるのではないかと大変不安であると、崩壊する前に対策工事を行ってほしいと町に要望があった場所かと思っております。

当時、改修対応ができる事業はないか、岡山県に対策事業の実施を協議、要望をいたしました。当該箇所は県が指定する土砂災害危険箇所の警戒区域、また山地災害危険地区の指定地ではなく、防災事業の対応実施できる事業はないとの回答でございました。その後、岡山県は土砂災害危険箇所の再調査を行い、平成31年3月、新たに当該箇所が土砂災害危険箇所の警戒区域に指定をされました。再度、県に対しまして、砂防事業や治山事業などの改修を要望をいたしました。現地確認の結果、採択できる事業がないと前回同様の回答であり、改修へ向けての事業化には、今現在至っていないところでございます。

しかし、町といたしましては、当該箇所が崩壊した場合の人命、財産、また周辺地域へ

の被害の甚大さを鑑みますと、引き続き、岡山県に対し、対策事業の実現に向けまして強く要望をしていこうと思っております。また、町といたしましても、可能な範囲で何ができるか、今、検討をして、それが実現に向けて進みたいと思っております。

次に、吉備高原小学校の進入路でございますが、ここは一方方向でしか進入も退出もできず、大変不便な場所だと私も感じております。このことにつきましては、後ほど担当課長からもう少し詳しく説明をさせていただきます。また、その上側の学校用地を今、駐車場として利用をさせていただいておりますが、あそこは砂利と土のまま大変使い勝手が悪く、すぐわだちとか穴ぼこができるというような状況のところでございます。用地につきましては、県有地でございます。県としっかりと協議をしまして、部分的にでも何か整備ができないかと、今、検討しているところでございます。ぜひ、何らか形にしたいと思っております。

次に、吉備新線の街灯設置につきまして、今、言われたとおり、中国電力ネットワーク株式会社があのよう、吉備新線から岡山市に向けて電柱を立ておられます。93本立てられるということになっています。大変明るいイメージに少しなっております。これにつきましては、電柱が93本立てられたということもありますので、町といたしましては、ぜひその電柱を活用して、言われたとおりです。吉備中央町の玄関口でございます。今まではもう真っ暗というような状況でしたので、明るい町という意味では、あそこに街灯をつけさせていただこうと思っております。それにつきましては、中電、また県のほうに交渉をし、でき得る折は県のほうにも何らか協力していただきたいという思いでございます。また、反対側の北側の斜面につきましても、もともと道ができたときには何もなかったわけでございます。遠くの山々が美しく見えて、まさしくハイウエーのようなきれいな道でございましたが、今現在は木々も大きく育ち、もう日陰が多く、凍結にとっては本当によくないなという思いでございますので、これも県有地でございます、全て。県と協議をいたしまして、反対側も何らか伐採をこれから進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

岡本建設課長。

○建設課長（岡本一志君）

それでは、3番、石井壽富議員の御質問の吉備高原小学校の進入路について、少し詳しくお答えをさせていただきます。

現実に、吉備高原小学校に用事がある方、御用がある方につきましては、小学校の入り口の進入路を入れて、学校のほうへ入っていく進入路がございます。先ほど町長が申しましたが、実際にたくさんの父兄の方は上の中学校用地に駐車されると思いますが、まず吉備高原小学校の直接の進入路につきまして御説明をさせていただきます。

この進入路は、吉備高原リハビリテーションセンターの入り口前、また平成29年に開業いたしましたアイン薬局の前で県道吉川榎谷線に隣接し、吉備高原小学校へ進入する進入路で、進入路自体の改修ではなくて、県道からの進入経路について、入るときに危険であるという形の現状だと思います。この県道吉川榎谷線につきましては、中央分離帯のある4車線の道路で、十字橋から北へ向けて東西住区へ走行した場合、小学校進入路の正面に分離帯があるために、右折して入ることができない場所でございます。一旦入り口を通り過ぎて、その先の信号のない町道との十字交差点、ここから中学校用地に入る入り口があるわけですが、この十字路の交差点をUターンして南下し、小学校に入る進入路になっておる状況です。

議員も先ほど御説明がありました。近年、当該箇所北になります。吉備高原産業区に企業誘致が進んだ関係で企業関係者の通行が増加、また東西住区では分譲が進み、多くの方が住まわれるようになっております。あわせて、岡山県総合教育センターで開催される研修会には多くの方が参加されるなど、小学校の前の県道を利用される車両の台数は以前に比べ、大変増加しております。また、この小学校進入路の利用者といたしましては、小学校関係者だけではなく、吉備高原こども園関係者や今年新たに開館しました吉備高原公民館を利用される方など、この利用も増加しております。このようなことから、車両通行台数の増加している町道との丁字交差点をUターンすることによる交通事故が発生する危険性は、以前と比べて高くなっていることは事実でございます。

先ほども申しましたが、十字橋から北上する県道から直接小学校の入り口、進入路に入ろうと思えば、その県道には中央の分離帯というものが、それを取り除かなければならないということがございます。今後、県道の管理者、岡山県に対しまして、現在の地域の状況と危険性を説明、協議をいたしまして、安全な方法で小学校に進入できる対策を講じていただくように、町として要望してまいります。

以上です。

○議長（難波武志君）

3番、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

再質問をさせていただきます。

災害危険箇所の改修についてということの最初の質問でありますけれども、町長は先ほど答弁で、町としてできることをというふうなことでありますので、これは地域住民、あるいはいろんな周りの大きな災害がこれからも起きる危険性もあるわけでありまして、よろしくお願いをしたいと思っております。また、私も県議会を通してこれ話をしておるわけでありまして、1万か所あるからできないということの返事をいただいておりますけれども、引き続き、総務産業委員会といたしまして、度々お願いをしていくのが私たちの仕事ではないかと。地元議員のほうにもよく相談をして、今、やっておる最中でありまして、よろしくお願いをしたいと思います。

これ、ハザードマップは、総務課の窓口ではないかと思っておりますけれども、このマップが28年度の3月に出されておりますね、これは。それで、30年7月に岡山県、真備、あらゆるところでできたので、私もこれを見て、これはもう少しやり替えにやいけんのじゃないかということで、31年度の3月の定例議会でこれの変更といいますか、もう少し詳しいものをというのをたしか質問いたしたと思っております。そして、今現在これが、マップがまだできてないというふうなことは、いかがなものかなと。そして、また県が危険区域の、田土の部分にも入られておる部分においては、町長、地番と住所というものが、県ははっきりしておるものを私、資料で見ました。これは地域的な部分のあれでなしに、もしピンポイントでそういったものができてあるならば、各地域の議員さんにはそういった資料を配付して、常々地元の人と議会の人がよく検討するというふうなことをやられたほうがいいんじゃないかなと思っております。

そして、2点目の吉備高原小学校の出入口の件でありますけれども、これは建設課長、執行部の方、公安委員会の法律というものがあるわけでありまして、吉備高原小学校の入り口、道路、県道から際は総務課の財産になっておりますね。あれが道路認定をされていないんですね。ですから、あれは公安、県との交渉の段階において、まず幅員はないですけれども、距離も二、三十メートルですか。しかし、公安委員会等が言われるのに、県道である以上、私有地からというわけにはなかなかいきにくいと。ですから、早急に、町道の道路にあれをやり替えるべきじゃないかと、そういうふうな意見もお聞きしております。今の、駐車場の出入口もそうです。あれが、出入口が県の土地になって道路に認定されていないから、法的な部分で、公安委員会のほうの白線を引くとかという部分が少し困

難なのかなという気がしますんで、併せて建設課長、そのあたりも研究してくださいまして、県との交渉、公安委員会との交渉がしやすい状況に環境を整備していただいたほうがいいのかなと。

それから、3点目の街灯の部分は、もちろん町長は努力いたしたいということを答弁で聞いたので、努力してほしいと思います。

それで北側は、あんだけ道路がこう出ると、最近ではトレーラーとか観光バスもそうなんですけど、大型ドライバーとかというのがストレスがたまるわけです。できるだけ枝をセンターライン上にどうしてもカーブは寄るんです。ですから、左側のあれも県有地でありましょうけれども、あれを全て整備、伐採ということになれば予算もかかるでありましょうけれども、吉備中央町の地域の中であるんならば、町費で少し、それで県道でありますので、責任は県にありということ、そこらあたりを町長、私たちの県議会に対しての陳情、要望も、ここで来年あたりになったらやって、執行部と議会のほうの同じ共通な陳情、要望を出して早期にやってほしいなど。早期にというよりか、ちょうど今の時期ですから、それに合わせてできたほうがいいんじゃないかなというふうなことを希望とします。これはぜひ、何とかスーパーシティ、イメージですから、明るい町ということが前提になるんじゃないかなというふうなことを思いますんで、お互いの努力で、一回きれいにすると10年ぐらいはもちます。そういうふうな想定の下に、形にしたいなということでもあります。

町長、あそこのアイン薬局さんがありますよね。新しくできました。私も度々とは言いませんが、あまりこういうふうな場所で言うべきかどうかというのは迷いますが、ちょこちょこ逆走の部分があるんです。ですから、逆走するのはもちろん道路のせいじゃありません。それは運転免許証を持つ一つの責任でありましょうけれども、ちょっと交差点のほうから来る車がなかったら、アイン薬局の人、高齢者の人は、あの大きい、医療リハと職リハの交差点が大き過ぎますから、あれを逆にびゅっと思われの聞きまします。ですから、そこらあたりを十分協議いたしまして、事故が起きにくい状況にしたいほうが、起きてからでは遅過ぎますと。起きたにしても少し、大事故にならないようにということをお願いいたしますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。私有地じゃなしに町道に入るといふ部分で、もう一回答弁を願えればと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

道路の前に、1点だけ御説明させてください。

先ほど御質問がありましたハザードマップについてでございます。議員さんの御発言によりまして、こういったことを説明する機会が得られましたこと、ありがたく思います。

実は、今年度ハザードマップを作成しておりまして、来年3月に完成いたします。そして、それは町民皆様方に冊子としてお配りする予定でございます。新たに今回、ハザードマップがとても縮尺が小さいので見にくいという御意見もありましたので、それを大勢の方に詳しく見ていただくために、ホームページ上から、そこから入っていけるように、ハザードマップの地図を大きく見えるような、そういった形で皆さんに見ていただくと、そういう方法を考えております。

内容としましては、このたび指定していった範囲が、昨年、地域の皆様に御説明をして歩いておりますが、その範囲を反映させています。その後、これから指定を受けていく部分につきましては、また次のハザードマップの作成段階で改修を加えていくということにしておりますので、全ての今、指定がされるべき範囲は入ってはおりませんけれども、なるべく新しいもので指定されているものにつきましては反映されたハザードマップができる、それを3月までにさせていただくということにしております。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

岡本建設課長。

○建設課長（岡本一志君）

再度の御質問で、町道に認定という形のものでございます。

通常、町道を認定するための基本的な考え方も少しありまして、集落と集落を結ぶとか、いろいろなそういう考え方で認定をしていっておる、こちらの考え方もございます。ここの現場におきましては、吉備高原都市学校事務組合用地というふうな形の土地の性質と、学校のグラウンドとか事務局へ入っていく要素がございますので、どういう形で持っていけたらその認定ができるか、よく研究させていただきまして、公安委員会等々にお話を通じる状態に持っていけるように、研究を十分させていただければと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

3番、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

それでは、さっき総務課長の、ハザードマップの件につきまして、再度質問をいたしたいと思います。

県が30年度に調査して、31年度に少し資料を見させていただいた、吉備中央町にもあると思いますが、ピンポイントの危険箇所、この部分の扱いは、このハザードマップには載すわけにいかんというより、それが分かるんですか。できれば、地番と住所というものが危険箇所として県のほうから出されておる以上、それをハザードマップに入れる、入れんはいろいろありましようけれども、入らないのであるならば別な資料でもって、各議員さんの、地域の議員さんに私は認識をしていただいたほうがいいんじゃないかと。自治会でのいろんな災害等のときにも非常にそれが役に立つんじゃないかな。ハザードマップのように、地域をおぼろげながらずっと図面で示されることも必要であるんですが、ピンポイントというのが大切なんじゃないかなというふうに思いますが、この点、答弁を求めたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

今の指定地域でございますけれども、こちらのほうは県が指定するものであります。県のほうが官報において告示をされますので、地番については官報のほうで確認ができるようになっております。また、ハザードマップのほうは、地番までが載すことは恐らくしないと思いますけれども、地図で、今までよりかなり詳しく掲載されたものができるようになりますので、そのほうで御確認いただくということで、申し訳ないんですが、2か所で御確認いただくことになるかと思っております。

○議長（難波武志君）

3番、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

分かりました。了解しました。

災害でありますので、防災・減災というふうなことがこれから必要など、このように思っております。十分そのあたりは執行部も議会も一緒になって、防いでいく努力を日々す

べきではないかなというふうなことで、答弁は結構でございます。

これで私の一般質問を終了します。

○議長（難波武志君）

これで石井壽富君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

7番、河上真智子君です。よろしくお願ひいたします。

私は、今回の選挙で、女性の優しい視点で小さな声も町政へと大事にお届けするというお約束をいたしました。そのお約束を着実に、そして誠実に果たしていけるよう、努力していきたいと思ひます。今回が初質問ですので、要領を得ない点もあると思ひますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、事前通告に従って一括方式で質問させていただきます。

内容は、大きく分けて2点です。1点目は、災害発生時の避難対応についてです。2点目は、ケーブル網の整備についてです。

それでは、まず1つ目のテーマとして、災害発生時の避難対応についてお尋ねいたします。

近年の気候変動によって雨の降り方が変わっているという実感は、皆さんもお持ちだと思います。今後も、3年前のような未曾有の災害の発生が予想されます。まず、その対応に関する質問をさせていただきます。

最初に、災害発生時の避難手段についてお尋ねいたします。

我が町は、地形的に山に囲まれており、各御家庭にも配られている町のハザードマップを見ても、大小の沢や急な崖が多く、また山の斜面に建つ住宅も多いという特徴があります。そして、高齢化率は40%に迫っております。現在、町にはお年寄りや障害を持たれている方などの要配慮者、いわゆる災害弱者と言われる方が約900人超いらっしゃいます。これらの方々については、包括支援センターや民生委員さんが把握されていらっしゃると思ひますが、このほかに、車の運転ができないなどのために、災害発生時に自力での避難が困難な方が多数いらっしゃると思ひます。このような方の数の把握、また場所の把握はできているのでしょうか。また、避難時の対応策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

次に、避難経路についてお尋ねいたします。

今回の選挙の際に地域をいろいろと回らせていただいて、改めて感じたことがあります。行き止まりにあるおうちや道幅が狭い地域では、大きな災害が起きて路肩が崩れた場合、代わりの道がなく孤立してしまうおそれがあります。このような地区の数、あるいは御家庭の数の把握はできていますか。また、その場合の対応策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

3点目として、地域の自主防災組織についてお尋ねいたします。

非常に広い面積を持つこの町では、災害対応、中でも避難対応に関しては、全ての地域を行政だけでカバーするのは困難だと思われます。地域の住民の方々との連携や地域単位での防災力を向上させるための自主防災組織づくりを進めていかなければならないと思いますが、高齢化や地域の人口減少が進む中での対応には、地域の住民の方だけでなく、行政のほうも苦慮されているとは思いますが。また、地域性の差があつて、人と人とのつながりの深さや危機意識に差があり、一律には進められていないと感じております。加えて、町職員の約半数の方が町外からの通勤者であり、即時対応ができにくいという現実もあります。

まずは、自分で避難行動を起こす自助、次に日頃の暮らしや体の状況をよく知っていらっしゃる御近所同士で助け合うのが共助、最終的に行政の手が必要なのが公助と言われます。その中の共助について、第2次吉備中央町総合計画における前期計画での自主防災組織の目標値は12団体であるのに対して、5年経過した現在での自主防災組織は5団体のみとなっています。そして、令和7年度までの5年間の後期計画では、目標値が24団体となっています。これはかなり高い目標とも思いますが、必要であることは確かです。今後の推進に関してどのような取組をされるのかをお聞かせください。

4点目として、災害避難所、特にトイレに関してお尋ねいたします。

災害時の避難所として公民館などの施設が用意されていますが、残念なことに、全ての方に優しい設備にはなっていません。ほかの地域で起こった災害の際に、テレビ報道で見た避難所でも、一番問題になっていたのはトイレでした。ここでは、清潔さや数はさておき、設備に関してお尋ねいたします。

私は看護師でもあり、大学病院の脳神経外科リハビリテーション科勤務を振出しに、一般病院や障害者施設、認知症対応のグループホームで勤務した経験があります。その観点で、町内の公共施設のユニバーサルトイレ、いわゆる障害者トイレとか多目的トイレと言

われるものですが、それを見るにつけ、形は整えてみたものの利用者にとっては使いにくい、優しくないものであることがわかりることがあります。それとともに、福祉のまちづくりをテーマに掲げていられるこの町に、そのようなトイレしかないことに大変残念な感じを持っています。

平成16年に障害者差別解消法が制定され、公共施設においても合理的配慮を的確に行うための環境整備が求められています。また、平成18年にはいわゆるバリアフリー法が制定され、高齢者や障害者、妊産婦、けが人などの移動や、施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、バリアフリー化を進めるようにとの方針が示されています。特に、公共施設においては義務化とされています。新設するものに比べて既存の施設の改修は、費用もかかり、またスペースの確保も難しいことは理解しています。しかし、私が見せていただいた中には、現場にいた看護師の目で合格点を差し上げられる箇所は、残念ながら一つもありませんでした。スペースが狭くて車椅子での利用が難しいトイレ。介助者が入れない。手すりはあるけど実用的な場所がない。手を洗うことはできない。汚物処理槽や大きなゴミ箱がない。更衣ができない。乳幼児用のおむつ交換台がないなど。しかも、入り口が薄いカーテンのみの場所などなど、数え上げれば切りはありません。これでは、実際に使うのには全く適していません。利用者主体での改善について、今後、どのように検討、または実行されるのかをお聞かせください。

次に、2つ目のテーマであるケーブルテレビ網の整備についてお尋ねいたします。

現在、全町に光ケーブル網の整備が進められております。令和3年度には完了する予定と伺っております。これによって、4Kテレビ放送や高速通信網を利用したインターネット活用の利便性が向上し、個人だけでなく企業誘致の際にも役立つものだとうれしく思っております。ただ、山間部で、ポイントとなる箇所から自宅までの距離が離れているため、ケーブルテレビを引きたくても自己負担が大き過ぎて諦めている御家庭があるのも現実です。

現在、町の告知放送はケーブルテレビ網を利用されています。現在の加入率は89.1%、残りの10.9%、つまり約470世帯余りの中には、自主的に必要なしと判断されて加入されていない方もいらっしゃると思うんですが、加入が困難という方も少なからずいらっしゃるはずですよ。近年では、急な大雨などの災害の発生や予期せぬ熊の出没など、住民の方に急いで注意喚起をしないといけない事柄も増えてきています。告知放送を利用した各種のお知らせや、災害や緊急を要する情報が届かないことへの不安や

不利益の解消について、今後、どのように取り組んでいかれるのかをお聞かせください。

そして、小・中学生のタブレット学習についてもお尋ねいたします。

タブレットを1人1台導入してのICT学習の推進や、さらにはスーパーシティー特区となれば、GIGAスクールの構想もあると伺っております。教育環境の整備は、町の将来を担う大切な子供たちにとって大変重要で、有益なことだとうれしく思っております。また、災害や今回の新型コロナウイルス感染症の対応などのような、不慮の休校措置が必要な場合にも、家庭での学習の継続が可能になって、とても有益であると思えます。

現在、町からも児童・生徒をお持ちの御家庭に対して、インターネット環境等整備補助金が用意されております。御父兄の方からは、ありがたいとか助かりますとかというお声を聞くこともあります。しかし、その案内の中に、各家庭でインターネットの環境整備を優先していただくようお願いしますとの記載があり、インターネットへの接続ができない、あるいは電波状態が非常に悪い御家庭では苦慮されていると推察いたします。町の財産であり、宝である大切な子供たちが皆、安心して学習に取り組めるように、何らかの配慮をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。また、補助金の期限が本年12月25日までとなっております。これは、延長を含めた対応はしていただけないでしょうか。そして、この機会に契約先である吉備ケーブルテレビさんとも協議していただき、山間地であるこの町の特異性にも配慮した契約内容の見直しにも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、7番、河上議員の災害発生時の件でございますが、この災害発生時の避難対応は、町内の要配慮者につきましては、今のところ、民生委員さんなどの協力によりまして、データとして管理をしております。有事の際には利用できるようにしておりますが、ただし入院とか入所など、常に最新のデータが集まっているかといいますと、そうではございません。それぞれの地域でしっかりと把握をしていただきたいと思います。思っております。

町では、土砂崩れ等の危険箇所を記した、先ほども説明をしましたが、防災ハザードマップを全戸に配布をしております。このハザードマップにあります危険箇所が、例えば全て崩壊したというような場合ですと、多くの集落や世帯がもう孤立することが予想されま

す。そのような状況になる前に、避難をしっかりとしていただくということが理想でございます。が、しかし、仮に孤立した状態になった場合、これはもうそのような大がかりのときには、警察、消防あるいは自衛隊等をしっかりとお願いしまして、連携を取って救助活動を行っていくことにしております。

また、自主防災組織づくりの推進につきましては、現在、最も町としましても力を入れている施策の一つでございます。町では、自治会等の自主防災活動を推進するために、防災資機材の購入補助、また避難訓練等の支援を、吉備中央町自主防災組織補助金を用いて行っているところでございます。今年度も2つの組織がこの補助金を活用されまして、自主防災活動に取り組んでいただきました。今後は、この事業をしっかりと知っていただくということが大切でございますので、広報紙等々によって周知をしていきたいと思っております。ぜひ、他の自治会におかれましても、この自主防災活動組織というのは大変重要なことでございます。自ら地域の命を守る、財産を守る大切なことでございますので、ぜひその組織の立ち上げをしていただきたいと強く願っております。

そして、お尋ねの避難場所でございますが、現在、主な避難所として公民館の施設を指定しておりますが、高齢者や乳幼児など、いわゆる要配慮者に対しましてあらゆる面で対応しているとは、なかなか言えない環境であることは私も理解をしております。災害発生時には、まず要配慮者に適した施設への避難をしていただくための、避難準備・高齢者等避難開始を発令をしております。それですので、ぜひそのタイミングで避難をしていただきたいと思っております。もう少し突っ込んでいけば、この発令をする前でも、自ら危険を想定し、予想し、安全な場所に避難していただくということが大事だろうと私は考えております。このことにつきましても、広く町民の方に周知をしていきたいと思っております。

そして、公民館施設等々のトイレの改修、これ、進めてはありますが、なかなか言われたとおり、満足がいく改修にはなっていないと思っております。これは、公民館以外のところもそうでございます。今後、施設のトイレの改修につきましては、それぞれの担当課と協議し、進めていきたいと思っております。ぜひ、議員の今まで培った知識と経験をそのことに反映したいと思っておりますので、協力をよろしく申し上げます。

ケーブルテレビ網につきましては、この後、担当課長から詳細に答弁をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

ケーブルテレビ網の整備について、7番、河上真智子議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられますように、近年、全国各地において、未曾有の災害がいつ、どこで発生するか、予想がつかないのが現状であります。我が町においても、ゲリラ豪雨、地震、台風といった災害がいつ襲ってくるかも分かりません。そうした事態の発生時における行政の役目として、告知放送やケーブルテレビによる災害情報や緊急情報の伝達について、町民の方に対し、平等に、かつ安全・安心な生活を守るための環境整備が大変重要なことと認識しております。また、今回の世界的な災害とも言える新型コロナウイルス感染症拡大により、新たな生活様式となってくる自宅でのオンライン学習に対応できる環境整備について、インターネットが日常的となった現代社会において、必要なことであると捉えておるところであります。そのため、町では令和3年度末の完成を目指し、町内全域の光ケーブル化を順次整備しております。工事の進捗により、地域によってはまだ利用できないといったことが生じてはおりますが、既存の住宅地におきましては、不利益、不公平感が生じないよう、整備のほうを行っていきたいと思っております。また、インターネット環境等整備の補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立っていない現状を鑑み、申請期間の延長も考慮してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、告知放送あるいはケーブル事業について、株式会社吉備ケーブルテレビとも連携を取りながら、できるだけ町民の皆様には負担とならないよう、現状に即したよりよいサービスの提供が行えるように努めてまいります。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

ありがとうございます。

それでは、自主防災組織づくりについて、もう一度重ねてお尋ねいたします。

先ほども触れましたが、自主防災組織は5年間で1団体から5団体へと、僅か4団体増えたのみです。なぜかと考えてみました。

一番の問題は、少子・高齢化が進み、地域にリーダーとなる人材、適した年齢の人材がない、そしてまたは引受手がないということではないでしょうか。運営には時間や手

間がかかります。リーダーとなる世代の方が仕事との兼ね合いや地域でのいろいろな役職を重複して担っているため、これ以上の負担は無理というケースも多いのではないのでしょうか。

次に考えられるのは、何からどのように取り組んだらよいか分からないということだと思います。組織づくりに関してのいろいろな決まり事や手順、その多さにためらわれている点はないのでしょうか。そして、先ほども申しましたが、地域住民の中にそれぞれの危機意識の差があること、同じ方向を向いて組織づくりを行うということの障壁にはなっていないのでしょうか。これらを考えて解決していくのが町当局の積極的な介入だと思います。地域の方々に丸投げするのではなく、1歩も2歩も3歩も踏み込んだ支援が本当に必要なのが今だと思います。今後、着実な目標達成のために、どのように取組を進められていくのか、今現在考えていらっしゃるプランで結構ですので、お教えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

今、おっしゃられた問題点、3点、非常に重要な問題でありまして、それぞれが絡み合っていて、自主防災組織が立ち上がっていない原因であるかと思えます。

まず、地域にリーダーがいないと、この点につきましては、なぜリーダーがいらないのか。かといって、全くできていないわけではない地域を、自主防災組織が立ち上がっている地域を見ますと、組織が大きいというところがございます。非常に活発になさっているところの様子を見ますと、その組織がかなりの人数を抱えていらっしゃる、この大きな問題点を捉える構成ができるというようないところがあるかと思えます。非常に優れているといえるでしょうか、この自主防災組織を立ち上げて活発に活動なさっている点、それはおっしゃられたとおり、リーダーが存在するというところが大きいかと思えます。

それから、どのように取り組んだらいいのか分からないという点、もう一つの危機意識の差につきましては、かなりの差がそれぞれに、地域がございます。お伺いをして、このあたりのところはどうでしょうかというところをお話しする機会もございますけれども、そのところは危機意識の差によって、実際にその地域がどこまで自主防災組織を立ち上げていくのか、ここの取組に大きな差ができていくということだと思います。つまり、まずは地域で

何が問題になっているのかというところが、洗い出しができていない限り、役場のほうで自主防災組織をおつくりになったらどうでしょうかというようなことを御提案させていただきましても、恐らくずっと入ってはいかないだろうというふうに考えております。地域のほうに丸投げをしているというふうにとられているかもしれませんが、まずは地域の中でいかに課題が見つけられるか、それが問題かと思えます。

それと同時に、役場のほうでも、こういったところでどうしたらいいんだろうかという相談には必ず参加させていただきまして、お話を伺っておりますので、それはもう皆さんに、機会あるごとにお願ひしているんですけれども、ぜひお呼びいただきたいと。どんな機会でも構いません。組織の中で集会があるときには、お呼びいただけましたら、そちらのほうに御説明に伺いたいと思っております。また、その際には、町内で今、立ち上がっている自主防災組織の活発な活動事例を申し上げたりしまして、どのように取り組んでいくべきなのだろうかというところで、その地域に合ったやり方をお互いに考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

今、総務課長さんのほうからお答えをいただきまして、地域の問題点の洗い出しがまず先決であるというお話を伺いましたが、防災に関する会議に以前参加したときに、区長さんが、僕の地域では危ないところがないからって言うのを聞いた覚えがあります。でも、よく考えると川は流れていて、この前の、3年前の大水のときは、あとちょっとで浸水するおうちが何軒もあって、でも区長さんのおうちは家が高いところにあるので全然感じていらっしやらない。そういうのが聞こえてきて、あれ、おかしいなと思ったんです。

自治会長さんが、必ずしも自分の地域全てが、ここが危ない、ここが危ないっていうのが認識されていないのではないかなと思って、その点で、地域の方がまず地域での危険箇所の洗い出し、問題点の洗い出しをしてくださいと言われても、リーダーとなるべき自治会長さんにその感覚がない場合は、その洗い出しに取りかかるのがまず無理というのは現状ではないでしょうか。そこに関して、役場から何か積極的な介入ができればなどは思います。

例えば、隣の高梁市なんですけど、モデル地区の指定をされているようで、その地域に

は行政がもう積極的に介入をされて、僅か5年間で18団体、世帯カバー率22%まで引き上げられたようです。高梁市も、市街地は別として、山の山間部も多くて、この町とあまり変わらない急峻な傾斜の土地はたくさんあると思うんですが、その地域でそれができているっていうことは、我が町でもできないはずがないです。その洗い出しをどうするかという点から、まず取りかかってもいいのではないかなと、今、感じております。

次に、ユニバーサルトイレについてもう一度、質問ではないんですけど、お願いしたいことがございます。

ユニバーサルトイレ、確かに改修は、非常に大きなスペースとお金がかかるのではないかなという思いはあって、なかなか改修には手がつけにくいのではないかなと思います。確かに、既存の設備を壊して、スペースを空けてそこに新しいトイレをつくって設備をするっていうのは、大変難しい作業というのは、私が勤めていた施設でもやる時にはかなり大がかりな工事になりまして、費用もたくさんかかりましたので、それは十分承知しています。でも、よく考えるとユニバーサルトイレの必要スペースって、大体2メートル掛け2メートルなんです。ということは、畳2畳よりちょっと大きいぐらいなんです。なので、どうにかして、例えば物置をちょっと動かすとか、掃除用具入れをちょっと動かすとか、取って取れないことはない大きさです。既存の建物でも工夫次第では、可能ではないかなと思います。

設備に関してなんですけど、例えば紙パンツを利用されている御老人や小さなお子さん、その方が汚れたおむつを避難所で交換しようと思っても、汚れた床の上に立ってそのまま衣服を脱ぐっていうことは、大人、普通の私たちでも嫌ですよ。ましてや、それを御老人が一生懸命されるっていうのは、大変不潔でもありますし、よくないと思います。そういうときには、フィッティングボード、パタンと倒れてその上に乗って着脱ができるような設備、それから乳幼児を連れのお母さんには、こちらの議会棟のトイレの中にもありますが、ベビーチェアとかおむつ交換台はないと、大勢の人がいるところでおむつを替えるっていうのは抵抗があると思います。

それから、最近増えているんですが、直腸がんの方で手術後に人工肛門、ここのおなかの横に人工的に穴を開けて肛門をつけて、ここに袋をつけて便をためるという方が、この時代ですので大変増えていらっしゃるんですけど、そういった方は自分で便意を我慢はできません。自然に流れ出るのを待つしかない。袋がいっぱいになってしまったら捨てなければならぬ。重さで剥がれてしまうんです、両面テープでひっついていてようなもので

すから。そういう方のためには、オストメイト対応トイレっていうのが必ず必要だと思います。これはもう、よく高速道路のトイレとか大きな商業施設のトイレには、必ずオストメイト対応って書いてあるところがあります。そういうところで中身を捨てて、洗って、もう一回巻いてっていう交換をされるんですが、そういうときにはそれ専用の流し台とか、温水が出る設備も必要です。少ない方にこそ、温かい対応が必要だと思うんです。おむつを替えたい。それからパンツを履き替えたい。服も履き替えたい。中身を捨ててきれいにしたいとか、そういう方に対して親切でなければ普通の人にも親切ではない。それが今のユニバーサル考え方だと思います。

私たちがさえ、今は健康だと思っても、何の関係でいつけがに見舞われたり、病気に見舞われたりして、そういう温かい施設が必要になるかもしれません。そのことを考えると、福祉を掲げられる町としては、お金はかかりますし、手間もかかります。だけど、何とかしてそういう設備面でのうまく改善ができないものかと思っております。いざ、避難所に大勢の方が避難されてから、あ、困ったでは間に合わない。今のうちに必ず設備を整えて、さあ、いつでもどうぞって手を広げて待っているからこそ、あ、災害が起きそうだなっていうときに、安心して避難できる避難場所ではないでしょうか。そういう点をもう一度考えていただきたいと思っております。

それから、加えて、ついでと言っただけなんですけど、一般のトイレについても、できれば比率の見直しを行っていただければ大変助かります。今、子供さんたちで、洋式トイレでしか行けないっていう方は多いです。おうちが皆さん、大体が洋式トイレです。なので、和式、洋式のトイレの比率の見直し、これは御老人に対しても、足腰に対して負担がかからず、血圧が上がらず、いい点がたくさんございますんで、和式でないと嫌だという方もいらっしゃるんですけど、そういうことも考えた上での比率の見直しとか、手すりの設置とか、福祉の優先の町として、町民皆さんに温かい対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより10時55分まで休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

それでは、発言の許可をいただきましたので、事前に通告しております通告書に沿って質問をさせていただきます。

今回は5点の質問をいたします。1つは地域医療体制、2点目に災害弱者の支援について、それから旧竹荘中学校の跡地活用について、スーパーシティー構想について、職員の適切な対応について、これを一問一答で質問いたします。

まず、地域医療体制についてでございます。

医療法人雄風会が運営する加茂川診療所が12月31日に閉院することは、既に皆さん御承知のとおりでございます。診療所存続に向けた様々な努力がなされたことを、町長をはじめ、関係の執行部の方に、本当に苦勞されているとは仄聞をしております。安心できる医療体制の構築は、もちろん平たんではございません。昨年9月には、吉備高原医療リハビリセンターをはじめとする全国424の公立病院の統合ということも発表されましたし、1月には議員全員と町長で当時の厚労大臣に要望もいたしました。また、吉備リハについては、その以前に内科医がいなくなったということで、不在になって大変な御苦勞をされたことは、皆さん御記憶にあらうかと思えます。こうして事態が進んでいけば、町の医療体制がますます弱体化するのではないかと、このように思います。

医療は、安心して住める町にとって最重要なセーフティーネットの一つでございます。今回の質問は、現状もお尋ねいたしますけれども、時々本当に苦勞する対応を超えて、中・長期的な観点から抜本的な対策、そういうものを構想する必要があるのではないかと、このように思っておりますが、ただここで事前に思いますのは、最近のこういう医療関係を手助けするテクノロジーの進展ということと、後で質問をいたしますけれども、スーパーシティー構想の中にもこの分野が入っております、そのようなことも頭の片隅に置きながら質問をさせていただきたいと、このように思っております。

それでは、具体的な質問、最初にまず現状からでございますけれども、町内の病院、医院、診療所、それから診療科についてはホームページで公表されておりますけれども、現在、どのような病院や診療所があるのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

5番、山崎議員の町内の病院、診療所につきましては、現在、町内の医療機関は2つの病院、また6つの診療所、4つの歯科医院、3つの薬局でございます。そうした中で、2019年1月に作成をいたしました在宅医療・介護連携事業所医療機関等マップに掲載をされている医療機関、診療科は、内科、神経内科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、眼科、小児科、歯科、小児歯科となっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

今、町内に現在ある病院、医院、診療所、歯科、それから薬局等々について、数を上げられて説明いただきました。この医院がずっとその診療を続けていけば、ある程度、この町での医療というものも、最低限のことができるんじゃないかと思えますけども、冒頭申し述べましたように、医院の都合、医師の都合で大変苦勞したことがありますし、これからも、そのようなことも、このまま安心した医療が続いていくということではないということが大いに懸念されます。

それでこの数年、この四、五年の、医師をどうして確保していくかということについての御苦勞を踏まえて、これから先、そういうことは当然想定されるわけですから、10年、20年先に、今、御説明いただいた診療所がどのように推移していくのか、あるいは先ほど述べた今後のテクノロジーの進展等々も踏まえながら、どのように最重要のセーフティネットの一つである医療体制について、シミュレーションのようなことは、執行部はしたことがあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

シミュレーションの件ですが、それより先に町内の医療機関の皆様には、大変日頃から

地域医療の推進に向けまして、多大なる貢献をしていただいております。この場をお借りしまして、感謝を申し上げる次第でございます。

10年後、20年後のシミュレーションは、町としてはいたしておりません。20年後を考えてみますと、町内の個人医の方は高齢者の方もおられます。減少していくことは、もう大きな心配事として私も捉えております。医療機関への継承支援や医師等の人材確保等が、今後、さらなる課題だというふうには捉えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

なかなか、ここでシミュレーションという話も出しましたけども、人口等々の動向も相まって大変難しいことだろうと、それは推察いたします。ただ、こういうことは、しておかなければ、先ほど申し述べましたように、その場その場の御苦労の対応をこれからも続けていかなければならないし、町民にとっても大変、あの病院はどうなるんだろうとか、お医者さんは本当に大丈夫だろうかという心配は尽きない。そういう意味で、この後に質問いたしますが、その前に医師確保について、吉備リハの以前のお医者さんの確保が非常に難しかったときに、医師等確保特別対策補助金というのが、そういう交付要綱がつくられました。医師の場合は、5年間はここで勤務するということを条件に、年額200万円ということの補助金の支給ということが要項が決まりましたけども、実際、この数年間というか、先ほどの加茂川診療所の件も含めた、この交付要綱というのは有効であったのかどうか、私たちはこれ期待して、こういうことがあれば医師も、簡単ではないですけども、僻地医療に貢献してくださるのではないかという期待をしたんですけども、どうもこの交付要綱の効果が十分見えない。この点は、実際に最前線にお立ちになっていた町長はどのようにお感じになっていたのか、この要綱の有効性についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど言われました、議員のこの補助要綱でございますが、町内の医療機関における内

科医であったり、看護師の不足を解消するためにつくったものでございます。

これが有効であったかどうかというような御質問ですが、私は有効であったと思います。実績は、お一人のお医者さんに2年間交付をさせていただきました。その後は交付申請はございません。しかしながら、その関係の医院によりますと、大変、その先生を呼ぶために、これは有益であったというような言葉もいただきました。これは、その時々にご利用頻度は変わりますが、私は有益だと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

これが少しでも、この交付要綱が役に立っているということでしたけども、ある医師はこれを辞退された。こちらから要望しても辞退されたという方も、事情は分かりませんが、おられましたので、これについても、この金額等々で有効であるならば、ぜひともこの交付要綱は続けていただきたいと思います。

ただ、医師確保の点では、これは要綱が有効であったにもかかわらず、なかなか御苦労があったので、この点について、医師確保をぜひ引き続き、様々な手だてを講じて努力していただきたいと思いますが、それに関連してこの医師確保、今回特に加茂川診療所についても、約半年にわたってでしょうか、様々な、県とか動いておりますけども、こういう地域、いわゆる過疎地には、厚労省、政府のほうから、僻地医療の体制が組まれておりまして、実施要項とか、それが県に下りて、県でも様々な機関が協力してするようになっておりますけども、実際に私たちの町がこの四、五年の医療の逼迫した状況を見ますと、この僻地医療の対策、様々な文書もこっちで少し調べておっても、全てが全て読み切れないんですけども、これは本当に有効かどうか、例えば大学で医師を養成するときに、僻地医療をどうするかとか、自治医大はこの僻地要項の中に入ってそこでは養成しておりますけども、なかなか実際に医師になられた方がそういう過疎地には来られないということで、この僻地医療の実施要綱の全体を私が全て理解しているわけではございませんけど、現在の僻地医療実施要綱とそれに関する県の支援機構、運営主体が某病院といたしますか、主要な病院で、中心に県と連携してやっておりますけども、この僻地医療全体の有効性、過疎地に対する有効性というのは、本当にあるんでしょうか。どうも見えないところがあるんですが、その点はどのような御認識か、お尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

僻地医療の観点から、いろいろ問題点もありますが、ただ、今現在では、吉備中央町も僻地医療の関係で済生会からお世話になっております。そうした意味では、ありがたいことではあります。そのように思っています。ただ、それだけでは足りません。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

足りませんということで、私もこの僻地医療実施要綱が、どこまで本当に全体をフォローしているのかということが、全て分かるわけではありませんけれども、この間の、特に加茂川診療所の件を例に挙げますと、先ほどの、もう名前も出ましたけれども、岡山県の僻地医療の拠点になっている済生会、あるいは県、担当課と連携しても、なかなか医師の確保ができなかったということは聞いております。

そういう意味で、担当課、執行部、実際にそのような、この加茂川診療所の医師の確保で御苦労された経験を踏まえて、国のほうに現地、現場主義で、ここはどういうふうに改善していくべきかということ、例えば私なんか単純に素人で思いますけれども、大学の医学部、それぞれ医学部というのは、国の全体の政策から各県にずっと国立大学の医学部を置くようなことになっておりますけれども、そういうふうなそれぞれの地方にある、ここで岡山県でいえば岡山大学という歴史がある医学部がありますけれども、そういうところで僻地医療をするということについての体制を学校側が組むような、そういうことを国のほうで、この僻地医療の中で、自治医大だけではなくて、そういうふうな提言も私はすべきではないかと、このように思いますけれども、ずっと最前線で医師確保に御苦労されている町長は、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員言われたとおりで、医師というのはそれぞれに置かれている大学の医学部が大きく関係しております。そうした中で、大きく変わったのが小泉政権のときに、今まで医学生

は各医学部の医局に、専門的に配属をされていた。その専門的が問題があるからということで、ちょうどスーパーローテーション研修制度というのが義務化されたんです。2年間は大学じゃなくて自由でいいですよ。その代わりに、総合的にいろんな科を渡り歩いて、総合の履修をしてくださいという制度ができました。そのために、都市部の設備が整って患者数が多い公的な医療機関に全員が流れるようになりました。今まで、医学部に7割の医学生が残っておりました。それが一気に3割にとどまったと。岡大でいえば、今まで7割の医学生が医局にいたものが3割に減ったということで、私も教授の先生のところへ何回も要望に行きました。そうした中で、出したんだけど大学にいないんだという現状になりました。

そうした中で私が思うのは、一自治体が言うんじゃないくて、知事会であったり、市町村会等々が国に対して、こういう偏った医師の流れをやめて、いいかどうか分からないですけど、それぞれの基本的な医学部を持っている地方に、平準的に医者がとどまるというような制度を新たにつくるべきではないかと、私は思っています。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

今、町長そういう、先ほどの小泉政権下のこともおっしゃっていただきましたけれども、そういうふうな視点を踏まえて、先ほどの同僚議員の質問ではありませんけれども、自分のところは高いところにあって下のほうは分からないというように、最近、国会の議員も一票の格差とかいろんな問題がありまして、都市部の国会議員が非常に多くて、僻地の、これは医療だけではありません、農業もそうですけれども、分からなくなっている人が多い。そういう意味で、ぜひとも地方の声、僻地の声、ひとしく日本の国民は、そういう医療も、教育も受ける、私は権利があると思っておりますので、そういう点について、先ほど言いました、僻地医療の要項についても、様々な機会を通じて、町長のほうから提言を政府に対して行っていただきたいと思います。

それに関連して、これは答弁は結構ですけども、私もこのことで少しアプローチを試みました。先ほどのような、歴史的なといいましょうか、制度が変わって、なかなか大学の医学部の卒業生がいなくてことがありますけども、中で若手の医師にお会いしたら、実はそういうことを、僻地医療をどうするんかということを考えている医師がいるということが分かりました。それは一人ではなくて、そういうふうなグループがあるということも

分かりました。医師というのは、僕らもずっと知っていますと、臨床というか、たくさん手術をしたり、あるいは最新の知見に触れるということで、どうしても若手の医師はスキルアップを目指してそういう病院に行くというふうなイメージだったんですけども、実はそうではないグループが、先ほどの制度の問題、御説明があった以外に、何とか僻地医療をしたいというのが、一人ではなくて、そういうふうな有志のグループがあるそうなんです。そういう意味では、そういう人がローテーションを組みながら僻地に、例えば30歳、医師になったらずっとそこにおりなさいというのではなくて、5年ぐらいでやるとか、いろんなやり方はあると思いますけども、そういうローテーションもできるような、そういうことも考えている若手の医師もいるということを知っていただいて、国に対して抜本的な僻地医療の実効性あるものをつくっていただくように、ぜひとも御提言をしていただきたいと、このように思います。

それでは、2点目の災害弱者の支援についてでございます。

先ほどの同僚議員の質問にもありましたけども、自力で避難や移動が困難な高齢者や障害者に対して、地域で、全部取り組んでいるわけではありませんけど、防災マップあるいは防災福祉マップが取り組まれております。

今回質問いたしますのは、この防災マップで、現在の災害対策基本法に定められている要支援者の避難者に対する行動支援名簿、こういうものについてさらに踏み込んで、ただ名簿の整理だけではなくて、それをお困りの人の要支援者に対する一人一人の避難ルートや避難場所、手助けする、共助というふうなようなものですが、その支援者の名前などもさらに具体的にしなさいということが、マスコミ報道によりますと、来年度、災害対策基本法がそのような方向で改正されると、関係部局に聞きますと、そういうふうな情報もできつつあるということも聞いておりますので、この法改正ということが執行部のほうには何か、届いているのかどうか分かりませんが、この災害対策基本法がそのような、避難行動要支援者の名簿が名簿だけではなくて、さらに先ほど言ったような、より詳細な実効性のあるものに法的な義務づけがされるといった場合、どのような対応が求められるのかということについて、既に検討されているのかどうか、お答えをいただきたいと、このように思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

5番、山崎誠議員の質問にお答えします。

法改正による対応についての御質問でございますが、現行の災害対策基本法におきまして、避難行動要支援者名簿の作成については、各自治体に義務づけをされておりますが、一人一人の要支援者に対する避難の方法などを事前に決めておく個別計画の作成については、内閣府の指針により作成をすることが適切であるという扱いとなっております。今後、報道のとおり災害対策基本法が改正されますと、自治体は個別計画についても作成に努力義務を負うこととなります。したがって、当町におきましても、名簿に記載された方全員に対し、個別計画を作成する対応が求められることとなります。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

そのような計画が求められるということで、もう既に御認識をされているということでございますけれども、現在の支援者名簿、現行法律下における支援者名簿ですけれども、それには6情報プラス1、いわゆる氏名、生年月日、性別等々がございまして、それをもう既に整備されていると思いますが、その中で要支援者は何人いるのか、それから先ほどの同僚議員の質問で答弁、質問の中には、移動手段がなく自力で困難な人は相当数あると思われるが把握はできているのかということの、前同僚議員の質問について、どうもお答えがあったように思えないんですけども、これも含めて要支援者というのは名簿作成者、何人いるのか。その中で全く自力で移動できない人、避難できない人は何人ぐらいいるのか。また、そういうふうな移動できない人に準ずるような人は何人ぐらいいるのか。それから、名簿が有効に機能するための個別計画というのは、先ほどの説明ではそういうことが予想される、義務づけ、努力義務が課せられるということでしたけれども、現在、何%そういうことは進んでいるのか。それから、一時、この名簿をつくる时候にも、個人情報保護法というのが随分問題になりまして、この個人情報の保護法に基づく保護条例が名簿作成に関して支障を、最初のときはそういう議論になりました、民生委員の方が本当に行っても困ると。現在、そのようなことは、名簿作成の支障というのは解消されているのかどうか、そのあたりについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

まず、要支援者名簿の整備状況でございますが、要支援者名簿に記載されている人数は、令和2年5月末現在で881名となっております。

次に、その中で自力で避難、移動ができない方は258名でございますが、そのうち、自力では避難できなくても家族等の支援で避難できる方が214名いらっしゃいますので、自力での避難、移動ができず、かつ家族等の支援もない方は44名でございます。

次に、全く自力で避難できない人に準ずる人、またそのおそれのある人といたしましては、調査時点では、避難時の介助を要しない方の中で重度の障害者、または難病患者の方などをピックアップし、なおかつ避難時、家族等の支援者がいない方を対象としたところ、31名となりました。

次に、個別計画の進捗状況でございますが、避難時の経路まで含めた個別計画となりますと、ほとんど進んでいないのが実情ですが、避難時の支援者や避難場所が決まっている方を計画済みとしてカウントしますと、881名中543名が計画済みとなり、その割合は62%となります。

次に、個人情報利用の制約についてでございますが、避難行動要支援者名簿に登録する際には、併せて警察、消防、自主防災組織等に情報を提供することについて、本人もしくは家族に同意を得ることとしています。したがって、議員のおっしゃるとおり、同意をいただけないこともありまして、名簿への記載はできても情報提供に支障を来す場合があります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

今のお答えで少し、また新たに質問しないといけませんが、この名簿を作成しただけで今度、来年、法改正されると避難行動まで個別計画が求められますが、災害は待ってられません。この名簿を作成した段階、名簿を作成しているようですけども、実際に動けない人が44人いる。このような人に対しては、どのような対応をしようと今まで考えていたのかというのをもう一つお尋ねしますのと、個人情報でなかなか御本人が出してくれないということに対しては、実際、もう対応できないのかどうか、そのあたりの対応は、実

際、ここに名簿のフォーマットがございまして、もうそれは空白でそのまま空けておくのか、そのあたりの扱いはどうなっているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

まず、44名の方に対する町の支援ということでございますが、大雨洪水警報などによりまして、町内に避難準備・高齢者等避難開始が発令されましたら、各地区の民生委員さんが主体となり、要支援者名簿に登録されている方に対して伝達を行うとともに、安否確認をしていただくこととしています。そういったことでの対応となります。

そして、あと同意が得られないために公表ができない方についてでございますけども、こちらについては、町のほうでももちろんそういった方がいらっしゃるということは記録しておりますし、福祉課内の職員なりが対応するということもありますし、そういった方で対応が難しかったとすれば、例えばそういう災害対策本部とかに上げて、具体的に対応策を検討していただくということになるかと思えます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

全然自力で動けない44名の方の、何らかの対応は考えているということのような答弁ですけども、実際に私はこの人数を見て、予想より多いなと思ったんですけども、先ほども言いましたように、災害は待ってくれませんので、個別計画ができるいかにかわらず、十分な対策を取っていただきたいと思えます。

それから、この名簿を来年度から、もし法改正すれば、つくるというようになれば、現在ある名簿に新たな今の個別ルート、避難ルートとかということも加わると思うんですが、それとはどのような、現在、自主防災組織でやっているような名簿も含めて、その名簿との整合、記入のいろんな、何々記入するのかというような要項、要件について、この名簿の整合性というか、それは二度手間にならないほうがもちろん手間もかからないし、つくる人は大変ですから、そのあたりのことはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

防災・福祉マップとの整合についてでございますが、自主防災組織や地区社協等で取組がなされております防災・福祉マップや見守りマップなどの作成作業の際は、福祉課からも職員が出向き、資料の提供をお願いするなどして、整合が取れるよう連携を図っております。また、避難行動要支援者名簿の更新につきましては、毎年、民生委員さんをお願いをしているところですが、その際、地域で避難計画等が作成されていれば、自治会などから聞き取りをしていただくよう、依頼しております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

これ、お役所答弁に終始せずに、命に関わる問題でございますので、緊張感を持って、この名簿作成というふうな事務作業だけではなくて、実際に機能するように、この名簿を活用しながら対策を取っていただきたいというふうに思います。

続いて、スーパーシティ構想についてお尋ねをいたします。

このスーパーシティ構想については、12月7日、推進協議会が設立をされました。初めてこの会議へ出まして、少しというか、大変びっくりしました。日本を代表する、世界的に著名な隈研吾の事務所であるとか、県内外の大手企業、ITのベンチャー企業、そうそうたる構成で、期待も大きいわけでございますけども、最初の同僚議員の質問のときにはディープなところから入って、このスーパーシティ構想が何であるかということについて、町民からも度々問合せがあつて、私の知る範囲で説明もいたしましたけども、このスーパーシティ構想、この前の12月7日の説明、プレゼンでは、5つの分野ということで説明も、たくさん説明の資料をいただきました。これを町民に分かりやすく、スーパーシティ構想というのはどういう構想なのか、まずお知らせをいただきたいと思ます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町では、吉備高原都市市内をエリアといたしましたスーパーシティ構想を計画しているところであります。スーパーシティ構想とは、AIやIoT、ビッグデータといった先端技術を活用し、様々なデータを分野横断的に収集、整理し、提供して、データ関係基盤を軸に、地域住民に様々なサービスを提供し、社会の在り方を根本から変えるような町に、住民が住みたいと思う、よりよい未来を包括的に先行実現するモデル地区をつくるというものであります。先端技術を活用したまちづくりを行うものであります。あくまで主役は住民であり、住民が参画して、住民の目線によって、住民の参加モデルによって、2030年度頃に実現される未来社会を先行的に実現していくことを目指しているものであり、先進技術の活用によりまして社会課題を解決していくものであります。

先般、12月7日には、全員の議員の皆さんにも参加をいただきまして、産官学金等の参画によりまして、吉備高原都市スーパーシティ推進協議会のほうを立ち上げました。この構想を推進していくため、町職員による吉備高原都市スーパーシティ構想プロジェクトチームを設置し、教育、医療などの5分野における先端サービスを取り組むに向けまして、各分科会において事業企画支援プレーヤーとともに、国への公募申請に向けて現在作業を行っているものであります。

具体的に取り組む5分野につきましては、現在、計画の策定中であり、推進協議会あるいは分科会、地元説明会を行っていかうと思っております。それぞれ経過等につきましては、町の公式ホームページのほうで、随時、情報のほうを発信してまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

大変失礼しました。通告書に沿ってということだったんですけども、私の質問要項の頭の中では、先ほどの災害弱者の問題、それから医療構想の問題で、スーパーシティ構想まで自分の頭が先に、すみません、このまま順番、竹荘中の跡地のことは後回しになりますけども、大変失礼いたします。よろしく議長のほうでも御理解をいただきたいと思いません。

スーパーシティ構想なんですけども、先ほどの企画課長の説明でも、告知放送で聞いている方が分かったような、分からんような、大変なことなんですけども、いずれにして

も、これが同僚議員の質問にもありましたように、今、2月頃にかけて5分野、これから、今、進んでいるテクノロジー、ITを駆使しながら、自動運転であるとか、ドローンの配送であるとか、教育、対面教育が前提でありますけども、オンラインの教育、あるいは医療についても、実際に僕の知り合いのお医者さんともお話ししますと、まずオンライン診療というのはありますけども、最初に対面をやらないとなかなか十分なことができないんだということ、そういうふうな、どちらが優先かということもありますけども、いずれにしても様々な、そういうテクノロジーを活用しながらこれからできると思いますので、先ほどの説明では分からないと思いますが、また順次、これは区域に限る、吉備高原都市に限った今回の計画でありますけども、これが採択されてうまくいきますと、町民生活も一変する可能性があります。十分な説明をお願いしたいということが1つと、町長に御認識をお伺いしたいんですが、これも、同僚議員も言っていましたけども、私もずっと7日に、非常に有益なプレゼンを聞いて、どのように、我々のアナログ人間では分からないように変わってくるのではないかということも思ったんですが、心配すること、留意点というか、注意点が私は3つありますので、町長の御認識をお伺いしたいと思います。

行政が主導して、この間、計画はそれぞれの専門でつくりますけども、これが区域に住む住民がひとしくこの利便性を利用できるものでなければならないと思います。この点については、そういうことをちゃんと考えているのかどうか。当然、そういうふうにお考えと思いますけども、そのことを1つ。

それから、これはプレゼンの資料にもありましたように、様々な使った、あるいは利用した、利便的なものを利用したものがデータとして統合管理されます。いわゆるビッグデータとか言われるものです。これの個人情報等について保護されなければなりません。プライバシーの保護、プライバシーを侵害するものであってはなりませんけども、この点についてのセキュリティー等々については、あれだけのそうそうたる企業が集まっているので万全と思いますが、行政側としてこの点についてどのように強い思いをお持ちなのか、お尋ねします。

3つ目が、個人情報住民監視といいましょうか、これが今はこのデータは善意の人によって管理されることになっていきますけども、これが悪意の人によって管理されたときには、行動監視、プライバシーの侵害につながります。この点について、自由というのは人間が生きて普遍的、根源的な権利であります。そのことについての対策について町長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

スーパーシティに関する御質問ですが、当面、最初は行政主導のような格好にならざるを得ませんが、しかしこの事業そのものは、区域の住民サービス、住民が持っている課題を解消するためにやるものでございます。そこはしっかりとそのことを大きな柱として、見据えてやろうと思います。

それから、まず第1、住民のそれぞれの理解と御支援と同意がなければこのことはできません。この辺もしっかりと皆で共有をしていきたいと思えます。

データ管理、これは大変難しいです。しかし、全てこれからはデータ管理の中でサービスが受けられるというような流れになってきます。もう既に、我々は知らないうちにデータをあるところに出して、それで全てサービスを受けています。それが気づくか、気づかないかは別にして、もう既にそうなっています。しかし、セキュリティーがしっかりしてもらわないと大変なことになります。その辺は言われたとおり、その専門家も仲間に入れて、しっかりしたセキュリティーの下にやるべきだと私は思っています。

もう一点、個人データ。いろいろ、様々なところに防犯カメラがあります。吉備中央町でも、防犯カメラを増やしています。これが、その管理する主体が誰によってそれが行動監視になるか、住民のサービスの向上になるか、分かれるところです。幸いなことに、日本は民主国家でございます、当然。いろんなデータを管理するようになりますが、それは善意、民が民を自分でサービス向上のためにするという観点です。ですから、少なくとも何かを監視しようとか、それからそれを悪意で何かのお金にしようとかという方に流れてはいけませんので、それは同じようにセキュリティー管理の問題です。それと、その事業をする主体、それはあくまでも行政でございますので、その辺は、私は町民の方に安心してもらおうように、オープンにいろんなことを情報提供しながら進めていこうと思っています。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

データの管理については、これは民主的にされなければなりませんので、万全のそ

うふうな体制を取って、いやしくも個人のプライバシーの侵害とか行動制約にならないように、お互いに気をつけていきたいと思います。

それから、ちょっと前後しまして申し訳ないですけど、旧竹荘中学校の跡地ですけども、これは6月にも8月にも質問しましたが、そのときには売買交渉のテーブルに着いていないということでしたが、その後、選挙もあり、様々なことがございましたが、現在はどうなっているのか、交渉のテーブルに着いているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

御質問の、現在の旧竹荘中学校跡地の交渉の現状についての御質問でございますが、8月の議会定例会のときに答えさせていただきましたように、その後、幸福産業株式会社とは、特段、交渉について何も行ってはおりません。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

改めて申し上げますが、これは、賃貸はオーケーですが、私は売買、売ることは反対でございますので、再三でございますが、改めて表明をしておきます。

それから、通告書には、2番目の質問です。ハウスを外見する限りというふうに書いていますが、実は12月10日に中を見学しました。予想以上に生育が遅いようなんです、全体計画あるいは本当の収穫期というのは、その後、幸福産業等々から説明があったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

現在、ハウスの中では、約1,000本のバナナの木が、生育状況につきましては、少々ばらつきのほうはありますが、おおむねそろって成長しているようには見受けられます。ただ、当初聞いておりました成長速度につきましては、少し遅れぎみのように感じま

した。とはいいながら、先日、私のほうもハウスの中を見させてもらいました。そのときの担当者のお話も聞いたんですけど、現在、十数本の木で花が咲いておりまして、実のほうを形成しております。順調に生育すれば、来年2月あたりから収穫ができそうなどのことでありました。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

生育状態は予想以上に遅いと思います。実がついているのが、二、三%ぐらいと見受けられました。

それから、先ほど答弁いただかなかった、農業大学校とか、全体計画はどのように進むのか、それからバナナのほうは予想以上に生育が遅れていると思いますが、その点の認識はいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

すみません。農福連携の学校の全体事業のほうでございしますが、具体的な進捗のほうは、聞いてはおりません。バナナにつきましても、今後、収穫ができてくるというふうには、認識はしております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

最後の質問、職員の適切な対応についてでございますけども、同僚議員の質問にもありましたけども、人によって対応が違うのではないかということ、あれからも時々耳にします。前回の質問のときも、研修をちゃんとやっているということでしたけども、緩みはないのか、その点に関して町長はどういう御認識なのか、職員の対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

職員教育の徹底についてお答えします。

職員教育の方法として、まず研修がございます。先ほどおっしゃられたとおりでございます。入庁後、1年目、3年目、7年目、10年目の該当職員を対象とした研修及び主幹級以上の職員を対象とした階級別研修を受講している状況です。その中で、窓口や電話での対応をはじめ、公務員としての基本を学んでいます。また、職場内の教育も重要で、上司から部下に対して、スキルやノウハウの指導を行っているところです。

職員への教育体制のさらなる強化に向けては、各課の班長の指導監督により、各職員はチームとして職務を遂行し、各所属長は班長を指揮し、全職員が町民目線に立った行政のプロとして仕事ができるように、職員教育に努めてまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

総務課長、答弁のように、人によって対応が違うということが、いやしくもそういうことがないように、ぜひともお願いしたいのと、最後に町長が就任時から設けております目安箱設置についてはどのようなものがあるのか、今の職員対応について、そういうものもあるのか、ないのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

もう、目安箱をやり出しまして8年近くなりました。これ、目安箱だけじゃなくて、ほかの要望とか苦情とか、いろんなことが直接来たりもします。それ、一つ一つが本当に大事な町民の声なんで、一つ一つに、丁寧にやってきたつもりでございます。

特に、この目安箱につきましては、平成25年1月からさせていただきました。町内15か所に置いております。これだけで、現在までに426件ほどございました。いろんな様々な御意見がございました。これ、その方の、家庭のこととかというのもしっぱいありましたので、なかなか詳細には言うことはできませんが、いろいろ各種補助金の制度のこと、町道とか農道、林道、ここがこうなんだというようなこと、それから多かったのは子育て環境、一番当初は、近所に子供がいないから何か遊ぶところをしてくれとかとい

うような御意見もございました。それから、途中からは、医療の関係が多くありました。なかなか、医師がいなくなって困るんだというような意見もございました。様々な意見をいただきました。

そうした中で、住所と名前がある分につきましては、私は自分の言葉で書いて、全て返信をしております。ただ、あまりにも固まって多いときがあるんで、時間がかかって大変、中にはお叱りの言葉もありました。いつになったら返信の言葉をくれるんならというようなお叱りの声もありました。なるべく早く書くようにしておりますが、どうしても仕事の都合、いろいろで日にちがたつこともありました。また、その回答の中には、担当部署と相談をして、きっちりと詰めて回答を出さなければならないような案件もございました。

いずれにいたしましても、このような多くの御意見があって、私はなかなか今、大変だなと思って、どうしようかなという思いはあります、今後。でも、貴重な意見でございますので、できる限りこの目安箱については、引き続き、続けていこうという思いでございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

いずれにいたしましても、新しい時代の変化に対応し、チャレンジする夢のあるまちづくり、町民が一人一人が大切にされる主人公であるようなまちづくりに、お互いに努力してまいりたいと思いますので、今後ともお互いに努力して、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで山崎誠君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

8番、黒田です。2年ぶりの一般質問でありまして、大変緊張しておりますので、さらに本定例会の最終ということでもありますけれども、執行部の皆さん方、大変お疲れとは思いますが、ぜひ前向きな答弁を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、議長の許可を得ましたので、通告書の順番に従いまして、今回は大きく分けまして4項目の質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、大きい項目としまして、加茂川診療所についてお尋ねしたいと思います。

この加茂川診療所と薬局についてのお尋ねをする予定ではありましたが、この質問の通告書の提出日以降に、告知放送によりまして、診療所は塚本医院さん、薬局についてはアイン薬局さんが引き継いでくださるとの、この旨の放送がありましたので、私、町民の一人として非常に安堵しているところであります。現在まで地域医療、非常に貢献をさせていただきました加茂川診療所さんには感謝をすると同時に、その後を引き継いでくださる塚本医院さん、アイン薬局さんには、町民皆さんの医療のよりどころとしてしっかりと頑張ってくださいよう、お願いするところであります。

この件につきましては、約半年という本当に短い間に、執行部の皆さん方も大変御苦労されたかとも思いますが、何か、以後の情報等があるようであればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

8番、黒田議員の加茂川診療所に関する御質問でございますが、この加茂川診療所の閉院につきましては、地域の方々、本当に御心配をおかけいたしましたところでございます。加茂川診療所の後につきましては、円城の塚本内科医院の御協力を得まして、医療法人塚本内科医院津賀クリニックとして引き続き診療ができることを、私も大変うれしく思っているところでございます。ただ、施設の改修とか事務手続等々がございますので、予定では2月中旬の開院になるかと思っております。また、薬局につきましては、アイン薬局があつた場所で引き続き営業をしていただくようになりました。これも時期が2月上旬に開

業できるという手配になっております。

いずれにいたしましても、地域の診療体制がなくなるということがなくなりましたので、本当にうれしく思っております。どうか、地域の皆さんにおかれましては、かかりつけの医院、かかりつけ薬局として、引き続き、安心して御利用をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

医療機関は地域の中の要になる場所でありますので、行政としてもしっかりバックアップをお願いしたいと思います。

では、続きまして大きい項目の2番目の質問に移りたいと思います。

今回、ここでは成年後見制度の利用促進に向けた取組みについてお尋ねしたいと思います。

ちなみに、成年後見制度、これを若干説明をさせていただきますと、認知症などにより判断能力が低下してしまった皆さん方に対して、その人をサポートする人を家庭裁判所等から選任してもらい、本人の権利や財産、さらに健康や生命の保護を図るもので、平成12年、介護保険制度とともにスタートしましたが、その普及は非常に鈍く、重要な手段にあるにもかかわらず、いまだ十分には利用されていないというような状況でありました。

そこで、国としましては、行政だけではなく、専門家や地域住民を含めた関係者が参画し、表面化しにくいこの権利擁護支援の必要性を適切に捉え、支えていくために、ここで地域擁護支援の地域連携ネットワークの構築、これを求めると同時に、後見人制度の積極的な利用を図るために、平成28年に成年後見制度の利用促進に関する法律、これを施行しました。さらに、平成29年には、この成年後見制度の利用促進基本計画が閣議決定されまして、それぞれの自治体においても、市町村計画を定める努力義務が課せられたところであります。

そこで、まずこの成年後見制度の利用促進法制定、これに伴いまして、吉備中央町としてはどのような方向性で取り組んできたのか、また併せて現在の取組状況、これはどのようになっているのか、ここをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

8番、黒田員米議員の質問にお答えします。

成年後見制度利用促進法制定に伴う町の取組状況についてでございますが、先ほど議員の説明にもありましたように、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されたことに伴い、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本法が閣議決定されました。この計画は、令和3年度までに国、県、市町村が一体的に、成年後見制度の利用促進を目的とした仕組みや体制を整えることが記載されています。

吉備中央町では、この法律の制定前から成年後見制度利用支援事業として、自身の判断力が低下し、適切な契約や金銭管理に困っている高齢者、障害者への成年後見制度利用の支援を行ってきたところです。この法律の制定に伴い、町においても成年後見制度利用促進のための中核機関の設置準備を進めることとし、必要な専門知識や支援技術を学ぶため、今年度、成年後見制度利用促進体制整備研修へ福祉課職員2名と社会福祉協議会職員2名が参加しております。また、権利擁護支援を進めていく上で、福祉課内各分野連携はもとより、町内の専門職や事業所との連携が大変重要となってきます。今年度は、目標として地域連携ネットワークの整備を掲げ、福祉課、社会福祉協議会、事業所、弁護士などの専門職とも意見交換をし、成年後見利用促進に向けての連携、普及啓発、中核機関の設置など、成年後見制度利用促進のための準備を始めております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今の答弁で、吉備中央町でもいよいよ動き始めているというのは、理解するところであります。このことは、先ほど課長の話の中にも、吉備中央町としても既に権利擁護には、かなりの数を取り組んではいるというような報告もありましたけれども、今回はそれを組織化していくというのが大きなポイントかと思えます。その組織化に当たりまして、近隣自治体の中には、もう権利擁護センターとか、先ほど課長の話にも出てきましたけども、中核機関、これを既に立ち上げて、稼働している自治体もあるように思います。そういったところを先行事例としては参考、あるいは研究をされている状況であるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

今後のスケジュール等についてでございますが、今年度は中核機関設置の課題整理と並行し、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画を策定する予定としております。令和3年度におきましては、中核機関の設置準備及び中核機関を運営するための協議会の立ち上げ、運営に必要な要項などの制定を行い、令和3年度末までに中核機関設置を完了し、令和4年度当初の運用開始を目指しております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

スケジュールとしては、令和4年度を目途として進んでいるというお話でありました。

ここでお尋ねさせてもらいたいのが、国のほうの指導とすれば、この利用促進計画の策定に当たりましては、例えば地域住民もその策定のプロセスに初期の段階から入って、地域の声も一緒に拾い上げていくべきと、共通認識の中でスタートする、あるいは共通認識を形成しながら立案することが望ましいというふうに、国もどうも言っているようなんですけども、そのあたりは、吉備中央町としては、先ほどちらっと近隣自治体のお話もしましたけれども、そういったところを見たり聞いたりした中で、地域住民の声を吸い上げるようなことの今後取組を、次の4年前の間にされる予定かどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

住民の意見をというお話でございますが、現在のところ、準備の段階でございますけれども、弁護士さん、それから司法書士さん、社会福祉士、いわゆる三士会の方々と、それから社会福祉協議会、町内の各福祉事業所なりの意見をお聞きして、進めていく予定としておりまして、今現在では、町民の方の代表の御意見をお伺いするという事は、今の段階では想定しておりません。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、住民の皆さんの声は、一応は、聞かないというのは失礼ですけども、メンバーには入っていないと。このことはこの後、中核機関のほうでもう一度聞かせていただきたいと思いますので、お願いします。

じゃ、次に、現時点において成年後見制度、これの利用者の人数、これをどの程度として予測されているのか、このあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

成年後見制度利用者数の予測についてでございますが、まず近年の利用件数について申し上げますと、令和元年度の町長申立てが4件、令和2年度が11月末現在で1件でございます。町長申立てで制度を利用している方は、令和2年度現在で15件となっております。内訳は、高齢者11名、障害者4名でございます。さらに、資産がなく、町が後見人への報酬助成を行っている件数は、令和元年度が9件、令和2年度も9件となっております。

今後の予測でございますが、例えば超高齢化社会を迎えるに当たり、認知症患者が増加している現状、家族の少数化により支援する親族がいない事例の増加などを取ってみても、ますます成年後見制度は必要性を増していくことが予想されておりますので、利用件数も伸びていくものと予測しております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

現在が15件ということで、行政のほうとしても、これは増えていくであろうという予測かと思われます。

このことが、実は私自身もこの制度を利用したいとか、必要としなければいけないという皆さん方、この皆さん方は、御自身は大体、申し訳ないんですけども、判断能力が不十分な状態にあるため、自らの意思でこの成年後見制度の利用申立てっていうのは、多分

できないと思うんです。これが実際に困難な状況の中で、困られている皆さん方をどうやって拾い上げていくか、これがとっても重要になってくると思うんです。

私自身もこの一般質問をするに当たって、関係の事業所の皆さん方に状況を教えていただいたんですけども、事業所の皆さん方が、この人がもう、この後見制度に移ったほうがいいであろうという方を何となく指折り数えていただきますと、大体30人から40名の、皆さん方の数に上がってきています。ただ、これは事業所間でひよっとしたら重複されている方もいらっしゃるかと思うので、これが確実かどうか分かりませんが。

その中でも、私が一番気になったのが、その30名から40名の中でも、特に、早いうちにこの成年後見制度をやっていかなければいけない皆さん方っていうのが、10人をちょっと超えるんじゃないかなというふうにお話を聞かせていただきました。このあたり、非常に急いでいる皆さん方の実情っていうのは、行政としてはつかまれているのかどうか、ここをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

町内の事業所等との会議、それから協議会等でそのようなお話が出ておまして、ある程度は認識をしております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

これの掘り起こしっていうのが、この後お尋ねする中核機関の大きな仕事の機能の一つかと思っておりますので、ぜひしっかりと見ていただきたいと思います。

次に、先ほど後見制度、早く利用することが必要な方がいらっしゃる中で、今の吉備中央町における成年後見制度の利用促進基本計画、これの策定の進捗状況、これは今、現状ではどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

町における成年後見制度利用促進基本計画策定の状況についてでございますが、現在、中間見直しを行っております吉備中央町地域福祉の計画の中に、成年後見制度利用促進基本計画を盛り込み、本年度末までに、一体的に策定する予定でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

順調にというのかどうか、微妙なんですけど、事は進んでいるというふうに理解をするところであります。こういう計画される中において、最終的に令和4年度というゴールを設けられていますけども、令和4年度がスタートだから、ゆっくり、じっくりではなくて、先ほど申し上げたように、本人はもとよりその御家族、あるいは入っておられる施設の関係者の皆さん方、この後見制度を本当に必要としている皆さん方に関わる皆さんにとっても、この地域連携ネットワークによる権利擁護、これ非常に待ち望んでおられますので、ぜひ早急な利用実現ができるように務めていただきたいと思います。

次に、成年後見制度をきちんと実施するため、必要な地域連携ネットワーク、これを構築する中で、司令塔となる中核機関、これはどのような形で吉備中央町は設置するのか、お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

中核機関は、どのような形で設置するのかという御質問でございますが、令和3年度中に設置の準備を完了し、直営の形で令和4年度当初の開始を目指しております。

中核機関は福祉課内に置き、相談窓口を一本化する一方で、実務的には社会福祉班、障害福祉班、包括支援センターの連携、共同により運営していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、中核機関については、吉備中央町の場合は直営で行うというような回答でありましたけれども、ちなみにその中核機関の具体的な機能、これは主に何をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

中核機関の具体的な機能についてでございますが、中核機関は地域連携ネットワークの中核となる機関であり、地域の権利擁護の機能が果たせるよう指導するものです。機能としては、大きく4つが上げられます。広報機能、相談機能、制度利用促進機能、こちらは後見人受任者の調整や担い手の育成のことでございます。そして、後見人支援機能です。当町におきましても、これらの機能を持たせ、成年後見制度の利用促進を図っていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、課長のほうから、主な機能とすれば4つあるというふうな御説明でありました。その機能は、令和4年度までに向けて、スタートを切るまでに機能全てを並行して進めていくのか、機能がすぐ発揮できるように。それとも、その機能の中でも、これはまず優先的にやっつけていかなければいけないんだと考えられているものがあるのかどうか、ここをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

優先する機能ということでございますが、中核機関を立ち上げるに際しては、町民への広報が重要と思っています。制度の内容や相談先を記載したチラシの作成ですとか、広報紙への掲載、告知放送、民生委員会等福祉関係者への会議での周知等を想定しております。まずは、広報を優先したいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

直営で行われるということなので、次に行きたいと思うんですけども、本当にこの後見

制度を必要とする人のために、最大の効果を発揮しなければならないわけなんですけれども、先ほどの中核機関、課長のほうでは4つの機能をやっていかなければいけない。けれども、その中の特に広報を取りあえずは急いでいくというお話でありましたけれども、広報だけならどうなんでしょう。この中核機関の機能として、全体的に、利用者の皆さん方にいいのかどうかというのを、微妙なところなんですけれども、今の仮に4つをやるとすれば、私は直営でやったときに、マンパワーが足りないんじゃないかと思って、次にはマンパワーの対応で、できるかどうかというのを聞こうと思っていたんですけれども、今の仮に広報のみというのをまず動かすのであれば、これはマンパワーとしては足りると考えますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

中核機関が直営の場合でございますが、現在の行政職員のマンパワーで対応できるかということでございますが、中核機関の持つ多くの業務は、現在もそれぞれの職員が取り組んでいるところであります。また、開設に向けて、専門職や町内事業所のアドバイスを受けつつ、現職員で準備を進めております。令和4年度の設置時は、現段階のマンパワーで対応し、制度の進行に伴う事務量の変化や利用者数などの動向により、今後の対応を考えていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今やっていることで、中核機関の機能を大体カバーできるというふうな理解でもいいんですか、そこが微妙なんですけど。

これは、課長からすれば、現状でも同じようなことをやっているのに、ちょっとプラスのことが入ってきて、それがもう少し事業量がでかくなってくると、またそのときは考えて、それは外部に移管するかどうか、それはそのときですけども、そういうふうな形を考えられていると理解すればいいわけですよ。そのときに、私が心配するのは、先ほどの広報の後、相談、私が一番これから必要なのは、必要とされる皆さん方の掘り起こし、これが一番重要だと思っています。

それともう一つは、この後お話が出ますけども、市民後見の育成と。で、その掘り起こし、これによって、先ほどお話がありました、15件っていう数字がひよっとすると30件になる可能性も、これはもう多々あるわけです。多分、減ることはないと思います。問題が大きい人っていうのが、ひよっとしたら出てくる可能性があるわけです。大きな問題をもっと抱えた方を、今度は今のマンパワーでカバーしていこうというのは、自分からすると、今の職員の皆さん方、大変いろんな努力をされる中で、その上にこの仕事がかぶってくるというのは、物理的に難しいんじゃないかなという気はしています。でも、皆さん方の能力は物すごいので、ひよっとしたら余裕でいかれるのかも分かりませんが、結局、それをやることによって、マンパワーが分かれてしまって、最終的に利用者の不利益につながらないかっていうのが、結局心配なわけなんです。ですから、そのあたりをぜひしっかりと考慮しながら進めていただきたいと思います。

先ほど課長の話の中にも、最終的に大きな事業量になってきたときには、またそのときは考えると。先ほど冒頭に、よその地域を先事例で見られましたかということをお聞きしましたけども、よそでは大体、多くの場所、多くの自治体が直営から離れて、外注形式、外注っていう言い方はおかしいんですが、委託で別に権利擁護センターを立ち上げて、そこが中核機関の機能も行いながら、権利擁護の実働もそこでやっていくというのがかなり多いと思うんです、現実的には。この辺でしたら、多分、総社市さんであるとか、あと真庭市さんもそうじゃないかと思ったり、それから鏡野町さんもそういう形態に今、移られているようですけども。

そういう——これは将来予測です——増えてきたときに移行する場合、この場合に、本当にそのときに移行がスムーズにできるかどうかというのが、今度は一箇不安になってくるわけです。それが4年先なのか、5年先なのか、分かりませんが、増えてくるのが、ひよっとしたら3年の中で、掘り起こしをやった中で、スタートのときにはもう増えているかも知れないです。そのときに、すぐほんならよそのところに移行できることを考えるとすれば、今のネットワークの中以外のところへ出すというのは、多分、あまり想定がないと思うんです。ネットワークの中の組織に、どっかへお願いすることが多分普通だと思うので、もしそうだとすれば、地域連携のネットワークをつくっている今から、今度、直営でやられる中核機関、これにもネットワークとして参加をしてもらいながら、情報共有をして、将来的に増えたときには、そちらにスムーズな状態で移行できるような状態づくりをしとくべきだと私は考えるんですけど、そのあたりのお考えはいかがでしょう

か。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

今し方、議員がおっしゃられたように、そういった直営ではなくしてどこかへ委託するとか、そういったことも想定しながら、例えば協議会組織とかにそういったメンバーに入っていていただくなりして情報を共有しながら、委託にも備えて実施していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

これは将来予測、なかなか難しいんですけども、ぜひスムーズな運営ができるように、最終的には利用者には負担がかからないように、検討していただきたいと思います。

この項目の最後の質問として、市民後見人の育成についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの話の全体的な話になってくるんですけども、今までのことを行政で全てをやっていく、あるいはさっきの地域連携ネットワークの中で全てを片づけていくというのは、これは、私自身は無理じゃないかなというふうに思っています。じゃ、それをカバーするためにはどうするかっていうと、ここで提起をさせていただきますけども、町民の皆さん方の力を借りる市民後見人制度、これが必要ではないかなと思っています。地域に根差した市民後見人ができれば、利用される方と場合によっては顔なじみかも分かりませんし、御家族が知っている方かも分かりませんから、安心感が違ってくる。そういう部分で、この市民後見人制度の育成、これを行政としては考えられているのかどうか、ここをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

町民対象の市民後見人の育成についてでございますが、現在、弁護士や司法書士、社会福祉士など、外部の専門職に後見業務を行っていただいております。今後、後見人を必要

とする方が増加することにより専門職の不足や、より本人の生活や気持ちに寄り添った支援が必要になってくることが予想されますので、市民後見人の育成は行っていく必要があると考えています。まずは、中核機関の設置を行い、市民後見人の育成につきましても、利用者数などの動向を見ながら、段階的に育成していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

市民後見人はこれから育成するというので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、お願いというたら失礼なんですけど、やっていかなければいけないのが、さっき課長のほうで、中核機関の優先すべきものっていうのが、広報と相談ぐらいだと思うんですけども、実は、これは多分国が示しているものに準じて言われているんじゃないのかなと思うんです、国がそういうところを急ぎなさいって言っているんです。でも、これはあくまでも吉備中央には合わないんじゃないかと思います。

というのが、相談を受けたり、さっきのように掘り起こしをするのを急いでも、それをつないでいく相手がいない吉備中央町、これは無理じゃないかと思います。これが岡山市であるとか、倉敷市さんであれば、受けてくださる弁護士さんとか、司法書士さんとか、リーガルサポートセンターとか、そういういろんなものがあるので、掘り起こしをしました、じゃ、つなぎましょうっていう部分は多分できると思うんです。でも、吉備中央の場合は、残念ながら弁護士さんもいらっしゃいません。それから、司法書士さんはお二人いらっしゃいますけども、もうどちらも今は、後見人の業務はやめられていらっしゃいます。そういった中で、どうしてもやろうと思えば、さっき言ったように、岡山市さんとか、総社市さんとか、高梁市さんとか、離れたところの司法書士さんとかにお願いするようになるわけですね。となれば、そこからの吉備中央への移動時間、利用者さんまでの移動時間、あるいはこだけ地域が広い中で移動する時間と、それから旧加茂川と旧賀陽では金融機関も違ってきます。そういうふうな地理的な条件もある中で、遠いところの、離れた後見人さんに吉備中央の皆さん方がお願いするっていうのは、難しいんじゃないかなっていうのが私自身の感想です。

ですから、それを含み置いたら、地元で根差した市民後見人を、先ほど課長が言われたように早く育成をして、ですから中核機関の4つの機能が、もう全て同時進行で動いていくようなことぐらいまで考えていかないと、先ほど課長が言われたように、令和4年度で

スタートを切っても、結局、お願いをするのは、町外の後見人さんしかそのときはいないという状態だと思うんです。だから、ぜひこれは急いでいただいて、4つの機能が同時進行で回っていくようなことをお願いしたいと思います。

それでは、次に光ケーブルについてをお尋ねしたいと思います。

先ほども同僚議員の中に光ケーブルのお話ありましたが、来年度、令和3年度には、町内で全部敷設完了になると思いますけれども、この敷設完了によって、吉備中央町にとって大きなメリット、これは、何が現状では予想されるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

8番、黒田員米議員の御質問についてお答えいたします。

平成30年度からの賀陽エリアで光ケーブル化が始まり、令和3年度末までには全町において利用が可能となります。光化が行われることによって、データ送受信が高速通信化となり、吉備ケーブルテレビのインターネットサービスであるキビネットの1ギガプランを利用することができるようになります。今までは、最大100メガプランしかなかったため、光化により従来の約10倍の通信料の契約が可能となります。特に、新型コロナウイルスによりテレワーク化が進む中、高速通信は必須となり、都市部からの移住・定住にも拍車がかかることを期待するところであります。また、テレビを視聴する場合には、4K対応のテレビなら従来の4倍の約800万画素と、リアルな映像を楽しむことができます。あわせて、光化は軽量で強度に優れ、電磁波の影響を受けないし、伝送路上の増幅器も要らないため、安定したサービスを提供することができるようになります。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

この光ケーブル化については、先ほど課長の話もありましたが、現状の10倍の容量の情報量が入ってくると。これによって、多分ですけれども、かなりの大きな内容が、吉備中央町のそれぞれの家庭でも送受信ができてくるんじゃないかなと思っています。ぜひ、このあたりは中山間地域としても、都市部と同じような、同様の情報が瞬時に送受信

できる、この利点をしっかりとPRしながら、定住促進あるいは企業誘致へつなげていてほしいと思うところであります。

次に、素晴らしい条件がそろってくる中で、先ほども同僚議員のお話もありましたけども、スーパーシティ構想、この中で行政としてはどういうふうな検討をしているのか、これはスーパーシティもですけども、行政としてこれをどういうふうに利活用していくのか、このあたり教えていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

スーパーシティ構想におきましては、AI、IoTを効果的に活用するためには、未来技術を活用する上でも欠かせないものであると思っております。あわせて、町全域での高速通信を提供できる環境となり、企業誘致やテレワーク環境の向上による移住・定住の促進などに寄与することができます。町民におかれましても、情報入手の格差是正の効果が期待できます。

また、教育現場では、全国的にGIGAスクール構想が進められ、児童・生徒1人1台端末を用いて授業を行うこととなります。町においても、児童・生徒1人1台端末の配布を行い、学校だけの利用でなく、休校時には家庭でのインターネット授業を行う場合、端末を利用して自宅においても平等な学習を受けることができます。将来的には、この通信技術を活用して、行政側と住民側との双方向における情報のやり取り、例えば災害発生時における被害状況写真の送受信による情報共有、判こレス社会における電子申請など、スピード感ある多様なサービスの仕組みが構築できればと思っています。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

行政としても、使い方、利活用をしっかりと考えているということで、課長、最後のほうのお話ありましたけども、ぜひ送受信、町民の皆さん方からの、先ほどの課長の話もありましたけども、情報の集約、災害の話がありましたけども、災害現場の映像であるとか動画、あるいはその位置情報であるとか、そういったものが瞬時に吉備中央町に入ってくるような、そういうシステムづくりをぜひ検討していただければと思います。先ほど同僚議

員も言われましたけども、ぜひこのあたりを、セキュリティーに十分配慮しながらお願いをしたいと思います。

それをやっていく中で、次の小っちゃい3番に入るんですけども、光ケーブルを新しいものにすることによって、個人当たりの現在の利用料、これはどういうふうな動きになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

テレビの加入者につきましては、料金のほうは何も変わりません。インターネットの加入者につきましては、現在加入しておりますプランの料金に変更ありません。新たな設定プランとして、1ギガプランの利用料が、月額5,700円で利用が可能となります。ちなみに、今までの最大通信プランであります100メガプランの利用料金は月額4,650円ですので、約1,050円の増額となります。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

約1,050円のアップで10倍の効果があると。別に、吉備ケーブルさんのPRじゃないんですけども、いいのかなと。このあたりが、新しく入ってこられる企業さんなんかはとても気になると思うので、ぜひPRをしっかりとってもらいたいと思います。

ちなみに、今は個人の利用料金についてお尋ねしましたが、吉備中央町、ネットをある程度使っておるんですけど、吉備中央町としては、今までのお支払いの金額が上がっていくということがあるんでしょうか、このあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

町としては上がりません。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

行政としては上がっていかないということで、ちょっとほっとしました。じゃ、よろしくをお願いします。

では、最後の大きい質問といたしまして、防災士についてお尋ねをしたいと思います。

町では、昨年度より防災士の資格取得に対しまして助成を行いまして、町内への防災士の育成、これに順次取り組んでおられますけども、今後、取得者に対して行政としては何を期待されているのか、このあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

防災士資格取得者に対して何を期待するのかということでございます。

防災士は、社会の様々な場で減災と防災力向上のため、十分な意識、知識、技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構が認定した方々です。町内においても、より多くの防災士を育成し、町の防災力の強化を図っていこうと考えています。具体的には、自治会等が行う防災訓練等へのアドバイザーとしての参加、また災害時における避難誘導や避難所運営に際しての支援を行っていただきたいと期待しています。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、課長のほうからお話がありましたけども、防災士の資格というのも、せっかく地域の防災を思う熱い気持ちの中から、それぞれ町民の皆さん方が資格取得をしてくださったわけでありますから、ぜひ、今日の午前中の同僚議員の話にも出てまいりましたけども、各地域で自主防災ができない理由としてリーダー不在であるとか、取組がよく分からないとか、危機意識のない地域が多いとか、その部分を私は防災士の皆さん方にある程度担っていただく必要があるのではないかなと、このように考えています。

そのためにも、個々の防災士が活動するというのは、なかなかやりにくいかと思いますが、ぜひ早急に、吉備中央町防災士連絡会でも、名前は何でもいいんですけども、そういう組織化を早く図って、資格取得で終わってしまうのではなく、先ほど申し上げたように、地域防災のトップリーダーとして活動していただけるように、新しい情報をまた仕入れていただく、それから技術の研さんに努めてもらう、そういったことを今後やっていた

だいて、地域防災の要として活動していただくことが必要かと思えますけれども、このあたりについて行政のお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

町では、より多くの防災士を育成したいということで、昨年から防災士育成事業負担金ということで交付を始めております。ところが、現在では本制度利用者は6名の方、そのうち4名の方が防災士として登録されているという現状であります。

議員さんがおっしゃられていました組織化、これは非常にありがたいお話で、実は私も町のほうとしましても、そういった組織をつくることによりまして、より多くの防災士さんがそれぞれに研さんを積み、それぞれの地域にそのお話を下ろしていただくような、そういった防災士の方々の組織ができることを考えていきたいとは思っておりますが、何分、今現在の人数が少ないものですから、いま一步、組織ができていないという現状ではございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

実情は十分理解もするんですけども、私自身はこれが、人数が少ないっていう部分はあまり問題がないんじゃないかと思えます。先ほど課長が言われたように、4人であろうとも、6人であろうとも、これは組織化をして、前向きに取り組んでいく中で次を育てていく、これが必要ではないかと思えますので、ぜひこのあたりはもう一度考えていただきたいと思うところです。それと併せて、これは、今は吉備中央町が助成金を出して受けてくださった方が、今課長が言われたように4名とか、6名の話。でも、個人的に自らこの防災士を既に取得されている方も、町内には何人もいらっしゃいますので、それを考えれば、今の4人とか5人とかの世界では多分ないと思えます。ですから、そのあたりの掘り起こしもやりながら、ぜひこの組織を早急につくっていただきたいと思えます。

そこに活動を期待されとるわけなんですけども、その活動に対して、行政とすればどういうふうなバックアップを考えられていますか。このあたりをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

まだ、組織ができていない段階でこのようなことを申し上げるのは、いささか心配な点もごございますけれども、防災士の方々が、私どもが期待している活動が行えるように、そのバックアップは町のほうでできるのではないかと思いますので、そういった点で、町のほうが幾らかの御支援がやっていけるのではないかと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

防災士の組織化を私が何回も言うのは、先ほど課長が言われたように、今は4人しかいないとか、6人しかいないとか、その世界。でも、多分次を、防災士を取ろうと思う、取得しようと思う人が、目標になるものがない。目標というのが、何をやるのか分からない中で、じゃ、防災士を受けてくださいねっていうほうが、逆に私は無理があるんじゃないかと思えます。ですから、こういう組織があって、地域の防災のためにこういうことをやっていくんだよ、こういうことを手伝っていくんだよ、こういうことを指導するんだよとか、こういうふうな、ある程度目標がある中で、ぜひあなたのその熱い思いを、防災士の力を貸してくださいっていう流れでいくほうが、私は筋が通っているんじゃないかなと思えますので、このあたりも含みおきながら防災士の組織化、いま一度御検討いただけるようお願いしたいと思います。

最初なんですけど、これは検討、研究ではなく、前向きに考えてもらえるのか、ここを最後聞きたいと思えます。もう一度、回答をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

町長のお許しが出たようですので、ぜひ前向きにさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

町長のお許しが出たということで、なら町長が言ってくださってもよかったのかなと思いますけど、ぜひこのあたりは前向きに、皆さん方の力を借りないとこれからの行政運営はできないっていう、このあたりも皆さん方、分かってもらうためのこういう組織化が必要かと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、報告第8号、要望審査報告についてを議題とします。

本要望については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○9番（日名義人君）

要望審査の結果を報告をいたします。

令和2年12月15日、吉備中央町議会、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、日名義人。

要望審査報告書。本委員会に付託された要望を審査した結果、下記のとおり決定したので、意見を付し、会議規則第94条の規定により報告します。

審査月日、12月4日。要望番号、第1号。件名、津賀地区連合自治会代表からの加茂川診療所継続に関する要望書。

審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

若干補足説明します。

要望書は9月に提出されていましたが、直近の定例議会が今議会となり、12月4日の民生常任委員会で審議をいたしました。その結果、さきのとおり、全員一致で採択と決しました。

またこの間、執行部にあっては、住民の切実な要求に応え、尽力されました。その結果がさきの診療所、薬局ともに継続、この方向でうまくいったということや、これが告知放送になったことを皆さん御承知のとおりです。

以上で報告を終わります。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本要望に対する委員長の報告は採択です。本要望は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第8号、要望審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日12月16日から12月17日までの2日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、明日から12月17日までの2日間休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 1時59分 閉 議